## 三好にまつわる諸々事 『戦国遺文 三好氏編』より

村

井

祐

樹

## はじめに

近年戦国期三好権力の研究が著しく進展している)。 近年戦国期三好権力の研究が著しく進展している)。 むろん長江正一・ 近年戦国期三好権力の研究が著しく進展している)。 むろん長江正一・ 近年戦国期三好権力の研究が著しく進展している。 むろん長江正一・ 近年戦国期三好権力の研究が著しく進展している。 むろん長江正一・ 近年戦国期三好権力の研究が著しく進展している。 むろん長江正一・ 近年戦国期三好権力の研究が著しく進展している。 むろん長江正一・ 近年戦国期三好権力の研究が著しく進展している)。

# 一、三好長慶の死去にまつわる史料

禄七年七月四日没)。試みに『史料綜覧』掲載の書目を検ずると『三好ともあって、その死に関する同時代の一次史料は皆無とされている(永天野氏によって「天下人」ともされる三好長慶であるが、秘されたこ

過去帳』『泉州龍山二師遺稿』『細川両家記』(以下『両家記』と表記)過去帳』『泉州龍山二師遺稿』『細川両家記』(以下『両家記』と表記)はればやむを得ないところではある。 (2) 過去帳』『泉州龍山二師遺稿』『細川両家記』(以下『両家記』と表記)はればやむを得ないところではある。

付す)。の次に掲げる二通の書状である(説明の便宜上各条にアルファベットをの次に掲げる二通の書状である(説明の便宜上各条にアルファベットをところが、長慶死去に関わると思しき文書に気づいた。『遺文』掲載

## (史料①) 松永久秀書状

御状令拝見候

「、驢庵も被罷下、御脈之様躰被申由、さやう『候はんと存候、b せられ候由、目出存候、一、今暁加減之御薬参、今朝おもゆもまいり、御気色も能、孫右『こたはa

(1) 三好にまつわる諸々事(村井)

「必ず、「、各無油断様ニ御才覚専一候、御精可被入候、惣なみニ御心得候ては不て、

|一、可為御取乱候 || 入御心、御懇に示給候、喜悦之至候、恐々謹e| 大西之儀 || 明日高屋へ御越之由可然存候、御急肝要候、d

六月廿二日 久秀 (花押)

石主

進之候

(史料②) 松永久秀書状

御状令披見候、

、道三被罷下、御脈之様躰被申旨承候、此方へも同前=被申越候、しや 、道三被罷下、御脈之様躰被申旨承候、此方へも同前=被申越候、しや 、立三被罷下、御脈之様、其刻迄いられ候くすし衆=も無御失念きし 、道三被罷下、御脈之様、熱々申候へは、其御いたはしきと存 、関おんみつの段、肝要候、其刻迄いられ候くすし衆=も無御失念きし 、道三被罷下、御脈之様躰被申旨承候、此方へも同前=被申越候、しや

一、御こしやう衆、 高屋へは細々不及書状、 やうの事申候も、 さやうの事としめき申候て□、 覚悟見せられ候へは、殿之御為、其身之こ、ろさし不可有比類候、 出不申、世上しつか:候て、御さうれいなとも候時、おもひきりたる んみつと候も、殿之御跡まてのためにて候こ、只今さやうの事候て ||々其心得肝要之由、 可為不忠候、 自然御とも申候はんなと、の覚悟もあるへく候、 敵出申候時御用。立、打死つかまつるへく候、 御祈禱にて候、 おんみつを以可被仰候、何と御かくし候ても、 能々可被仰候、 不可然候、目出可為御長久候へ共、 万二御せい可被入候 真江ニも被申候へと、 被仰候 敵も 御お か

> e て可然候、

連言:、御馳走御機遣専一候、書中も如何申候哉、心中可有御推量候、恐々御馳走御機遣専一候、書中も如何申候哉、心中可有御推量候、恐々一、池・伊事、是又真江被越候て、以後之様躰如何候哉、急度相調候様こ、e

六月廿三日 久秀(花押)

(墨引) 松少

石主 進之候 久秀」

から見ていこう。以下が大意である(一~四条迄)。たしてそうであろうか。以下分析していくが、行論の都合上(史料②)たしてそうであろうか。以下分析していくが、行論の都合上(史料②)。果れ、永禄六年に編年されているのである(義興は八月二十五日没)。果実はこの二通は、『遺文』では長慶の息義興の死没に関わるものとさ

②a道三が下向され、診察されたとのこと、こちらにも連絡ありました。釈尊や八幡も生を受けた者は死ぬべき定めとは言いながら、痛ました。釈尊や八幡も生を受けた者は死ぬべき定めとは言いながら、痛ましが通ると信じ、心をしっかりと持つことに決めました。あなたもそのよが通ると信じ、心をしっかりと持つことに決めました。あなたもそのような覚悟が大事です。

いように起請文を書かせるようにして下さい。② b 「隠密」のこと、大事です。ご臨終に立ち会う薬師衆にも、忘れな

覚悟を見せることが、殿のため、本人達の志にも叶う、素晴らしいことあるのに、敵もいなくなって世上が静まり、葬儀が行われる際に、その今殉死などするのは却って不忠です。敵と戦って討ち死にするのが忠で「隠密」にするのも殿の跡のことを考えてのことなのに、(戦時体制の)②c小姓衆が、もしもの時は殉死しようと考えているかもしれません。

とです。きっと(殿は)長生きされるとは思いますが、このようなこと でありましょう。その旨よくよく理解するよう「隠密」にお伝え下さ い。いかに隠しても(殉死をするなどと)騒ぎ立てては、けしからんこ

を申すのも、一種の祈禱です。全てに気を抜かないように。

られる。 ついていたか、三好政権の本拠地摂津芥川城にいたのではないかと考え ②d高屋にいる畠山には書状ではなく、直接話して伝えるように。 る。久秀は大和多聞山に居り、相手の友通は河内飯盛山城で長慶の側に 友通が「殿」の様子を細かに伝えてきた事に対しての久秀の返信であ

②aからは、久秀の「殿」に対しての、 11 わば 「熱い」敬慕の情、

主従の強い結びつきを窺うことができる。 ② bには、「殿」が死去した場合、「隠密」にすること、その点を薬師

=医者にも誓わせるようにと指示している。

②cでは、小姓衆が「殿」の死に殉じる動きがあるが、殉死などしな

いよう命じている。

続いて(史料①)の内容。

答されたとのこと、目出たいです。 ①a今暁に薬、今朝は「おもゆ」も口にされ、具合もよく、孫右にも返

① b 半井驢庵が下向して診察されたとのこと、そうであろうと思ってま

ください。通り一遍のことと考えてはいけません。 ①c皆々油断しないよう心懸けるのが大事です。全力でことにあたって

①e大変な時なのに、懇切な手紙をいただき、ありがたく思っており

直し、やっと薬や「おもゆ=重湯」を口にし、側に控えていたと思われ ①aからは、六月二十日以前に人事不省に陥り、二十二日にやや持ち

> あったことが読み取れる(実際約十日後に死去)。 る「孫右」の呼びかけに対して返答したことが特記される程の容態で

①bには、 曲直瀬道三(②a)の他、半井蘆庵も診察に訪れていたこ

右の二通の文書から読み取れる点をまとめると

とが見える。

・「殿」の容態と今後の対応についてがその主題であること。

・二日続けての手紙のやりとり。→これは事態が切迫していたことを示

している。(①c・dからも窺える)

・久秀・友通とも「殿」の容態を痛ましく思っている。 ・「殿」の死について既に覚悟している。→病状はそれ程重篤であった。

久秀は「跡」 =後継者に不満がある。

・「殿」の死去を「隠密」にすることが相談され、 確定している。

診察

した医者にも口止めを行っている。

・小姓衆が殉死する動きがある。→周辺にも永くないことが認識されて いる。これはだいぶ前から容態が悪いことの証拠である。

となろう。

さらにこれらを、「殿」に注目して3点に整理すると左のようになる。

A久秀・友通の「殿」への思い/②a・②c

B「殿」の死去を隠密にする∕②b・②c

① a · ① b · ② a · ② c

C「殿」は長患いをしており、

かつ重篤で、

周囲は死を覚悟している。

あることは明らかであろう。結論を先に述べるならば長慶である。 こうなると「殿」とはだれのことか? が本章における最大の焦点で

Cについても長慶は六年八月に義興を失った辺りから病んでいたとされ ている。であるならば「殿」とは長慶のことと考えるべきではないか。 Aはともかく、Bの長慶の死が伏せられた件はよく知られているし、

なのである。 すなわち二通とも長慶の死去直前の病状について述べていると見るべき

醐寺門跡に充てられた書状で、年次は全て永禄六年でよい。 衆の大和晴完および、 あろうか。次に検討してみよう。 では一方の、 永禄六年、 元信濃守護で当時在京していた小笠原長時から醍 長兄の息子義興の病についての文書はどうで いずれも『醍醐寺文書』で、 幕府御供

## (史料③) 大和晴完書状

申上之旨、 態申入候、仍三好筑前守、 就其護摩之儀、 尚々護摩事、 申事候、 今日より被焼候様、被申入之由候、 御門跡様 (中略) 一昨日より傷寒出候□、熱気様相煩之由申来 へ申入度之由申候、 則被焼候様、 相心得可

六月廿二日 晴完 (花押

治部卿殿

(見返ウハ書略

## (史料④) 大和晴完書状(6)

尚々筑前守得少験之由、 **窓申候間、** 不能巨細候、 申上候間、 かしく、 可御心安候、 此旨御申あるへく

候、当年廿二歳にて候、護摩之御儀、 昨日者、 相心得可申入之由候、 被成下 御書候、 得少験候由 **忝奉存候、仍筑前守撫物之事、** 別而被入御情候者、 申来候間、 可然存候、 猶々忝可存 申て進上申 為御使芥

六月廿四日 晴完 (花押 河へ今日罷下候間、

道三方可申入候、

此旨可被申入候、

恐々謹言、

治部卿殿

(見返ウハ書略

## (史料⑤)大和晴完書状

候間、 卷数并目録被下候、 御書被成下候、謹而致頂戴候、 得大験候間、 候、其時可申上候、 追々可得貴意候、 諸人満足仕候、 (中略) 明日早々差下可申候、 此等之趣可被申入候、 為御使芥河へ罷下、 種々御祈念之験存計候、 仍護摩儀、 定而忝可存候、 恐々謹言 一昨日罷上候、 御料物事軈而可参 今日為御結願、 追而 可得尊意 筑前 御

(折紙見返ウハ書) 一六月廿八日 晴完 (花押)

治部卿殿 大和宮内大輔

晴完\_

(史料⑥) 小笠原長時書状(8)

気 御書謹而拝見仕候、如尊意其以来遥不申上候、 随而筑前守難儀相煩候之条、 先以御心安可被思召候、 一身之満足存候、 (中略) 恐々謹 万事咲止存候処、 殊御祈念之由蒙仰候、 背本意候之事、 道三薬被相当、 彼是以急度平喻仕 迷惑候 如形得減

(花押87

「(墨引)小笠原大膳大夫入道(折紙見返ウハ書) 大月廿九日 長時(花押

長時

宰相法橋御坊

(史料⑦) 大和晴完書状(9)

尚々御料物事、 才覚まて専一候、 軈而可参候と存候、 妙心院迄委曲申候、 急可申候、 かしく、 又先度之儀、 猶々御

本服仕候、 卷数被下則頂戴仕候、一段忝之由、 其後者不申入候、仍先度之筑前守申入候護摩御事、 満足此事候由申来候、 (中略) 能々心得可申上之御事候、 恐々謹言 早速御修行候而、 さ様験 御

(基引) 大宮 (新紙見返ウハ書) 大宮 (新紙見返ウハ書)

治部卿殿 晴完」

では「本服」したとみられる(史料⑦)。
(史料⑥)では、道三の薬効があったことが記され、七月七日段階様)(史料④)、義興が回復したので二十六日に京都に戻っている(史料将軍の「御使」として芥河城に下り(この時点で道三は芥河城にいた模膜蘭寺へ護摩を焚くように依頼している(史料③)。二十四日に大和は三好筑前守義興が、六月二十日に「傷寒」にかかり、発熱したので、三好筑前守義興が、六月二十日に「傷寒」にかかり、発熱したので、

うになる。

りになる。

りになる。

のはいないことも指摘できよう。簡単に整理すると以下のよれなく、命にかかわる程のものではなかったと考えられるのである。
に初めて祈禱の護摩が依頼されているように、急病であり、それ以前かたしかにそこまでの切迫感を読み取ることはできない。また、二十二日たしかにそこまでの切迫感を読み取ることはできない。また、二十二日に初めて祈禱の護摩が依頼されているように、急病であり、それ以前かたしかにそこまでの切迫感を読み取ることはできない。また、二十二日に初めて祈禱の護摩が依頼されているように、急病であり、それ以前から長く煩ってはいないことも指摘できよう。簡単に整理すると以下のよりに初めている。

診察→二十六日病大験を得る→二十九日には一段落六月二十日に発病→二十二日に祈禱依頼→二十四日時点で既に道三

の死因とは考えがたい(死因は黄疸との説もあり)。日)の死に全く関係無かったとまでは言いきれないが、少なくとも直接化することもあり得るので、今回の「傷寒」が二ヶ月後(八月二十五旧暦六月と言えば真夏であり、当時の衛生状況を鑑みれば容易に重篤

せてみよう。
せてみよう。
ではこれらの点を、(史料①・②)についてのABC三点と付き合わ

東は見逃せない。 A「殿」に対する思い(松永・石成と「殿」との関係)/(史料③~ A「殿」に対する思い(松永・石成と「殿」との関係)/(史料③~ 実は見逃せない。

取りを示すものなのである。「殿」は長慶以外に考え難い。取りを示すものなのである。「殿」は長慶以外に考え難い。とらに付け加えれば、相手の友通と共通の感情があればこそ、(史料できないが、大の出世の経緯を考えれば、失料が乏少で、はっきりと断言はできないが、その出世版版の臣であった。天野氏の近著でも、実は久秀は長慶に対し一度もば股肱の臣であった。天野氏の近著でも、実は久秀は長慶に対し一度もがしたことがなく、生涯忠実な臣下であったことが強調されている。友知については、史料が乏少で、はっきりと断言はできないが、その出世の経緯を考えれば、外表と同様、長慶とは非常に近しい関係にあった家庭については、史料が乏少で、はっきりと断言はできないが、その出した。

めて公になり、情報統制が完全に成功していた。ついては同時期の史料には全く見られず、葬儀が行われた永禄九年に初しては、発病とほぼ同時に三好政権外に漏れている。一方で長慶の死にB「おんみつ(隠密)」が強調されている/にもかかわらず、義興に関

ある。

の時間はない。「御小姓衆」の殉死についても、二十三日以前に小姓が殉死の覚悟をするというのも余りに気日発病で、二十三日以前に小姓が殉死の覚悟をするというのも余りに気死を覚悟するほどの時間はない。「御小姓衆」の殉死についても、二十八を覚悟/繰り返し述べたように義興は急病であり、周囲が

義継と袂を分かつのである。
(B) 大月二十二日に、三好義継が上洛して義輝に挨拶しているのである。これは長慶がいよいよ回復の見込みが無いことが分かり、ダメ押しで後継れは長慶がいよいよ回復の見込みが無いことが分かり、ダメ押しで後継れは長慶がいよいよ回復の見込みが無いことが分かり、ダメ押しで後継れは長慶がいよいよ回復の見込みが無いことが分かり、ダメ押しで後継れは長慶がいよいよ回復の見込みが無いことが分かり、ダメ押しで後継れば長慶がいよいことにも注目すべきである。事実、長慶死後、久秀は抱いていたらしいことにも注目すべきである。事実、長慶死後、久秀は、八月二十二日に、三好義継が上路していた。

た、というのが本章の結論となる。状況・対応を具体的に示す、極めて貴重な文書であったことが判明し禄七年に比定され、今まで知られていなかった、長慶病没直前の周囲の以上、『遺文』に掲載された二通の石成友通あて松永久秀書状は、永

# 一、十河一存の和泉国支配にまつわる史料

をかろうか。 三好氏が、その本拠地阿波に近いこともあり、早くから和泉堺を制圧 三好氏が、その本拠地阿波に近いこともあり、早くから和泉堺を制圧 をする。しかし泉州=岸和田というのも拡大解釈で、普通に考えれば泉 に置いていたことはよく知られているが、和泉一国に対する支配を及 をする。しかし泉州=岸和田というのも拡大解釈で、普通に考えれば泉 とする。しかし泉州=岸和田というのも拡大解釈で、普通に考えれば泉 とする。しかし泉州=岸和田というのも拡大解釈で、普通に考えれば泉 とする。しかし泉州=岸和田というのも拡大解釈で、普通に考えれば泉 とする。しかし泉州=岸和田というのも拡大解釈で、普通に対する支配を及 をかろうか。

いては史料が全く残っていない。すなわち松浦氏が長慶方であったことであったものの、守は天文末頃~弘治年間に没したとされ、その後につ当該期の和泉国については、守護代松浦守が統治していて三好長慶方

と言わざるを得ないのである。 は不明で、先行研究の述べるところも、あくまで推測の域を出ていないが確実なのは、天文年間迄と永禄四年以降であり、弘治~永禄三年の間

こととしたい。

に掲載されているのだ

対象とするのは、次の香西元成・三好政生(宗渭)連署書状(『遺

## 史料(8)

文』二一一八)である。

申 梶肥長々逗留、辛労共無是非候、 相築城者、 馳走共候、 申分候、 更非御油断候、於樣躰者、梶可被申入候、 来候条、 候、十民調儀者、相城ヲ付度存分ニ候、就其根来寺惣分談合者、 由申候、 上等被仰越之様、為両人可申上候、将又爰元之儀、具梶へ申候間、 而若州之儀も不可有御別儀候、 調次第、 梶肥儀、早々可被差下之処、 ·述候間、 可御心易候、 随而泉州之儀、 先々御兵粮米被遣候、 并為音信、 不能再筆候 一山打移、 近日も根来寺へ従安作越使者、 馬樽三十荷・塩硝五百斤遣二、根来寺満足不及是非 少モ珍儀候者、 以一戦可相果由候、 弥松浦堅固之儀候、従河州別而被加強力、 恐々謹言、 従若州代物遅々ニ付、 相残儀、 年内者既無余日候間、 能々可被加御詞事専用候 雖為月迫、 涯分可仕候、 此砌松浦事、 然者唯今儀、雖不甲斐二候 南方之儀者、 態可申入候、 **菟角被成御延引候** 今少之儀候間、 正月ニ者急度 猶以可然事可出 深重可被入精之 目出追而 呉々今度 十河就 可被 段 定

十二月九日 政生 (花押

#### 同上第2紙

を築くならば、全山で攻撃を仕掛けるつもりらしい。 送ったので、根来寺も満足している。一方で十河方の作戦は、松浦氏の 安見から根来寺にも松浦を支えてくれるよう使者を出した。煙硝等を 況について語った部分である。以下要約を示す。 兵糧米しか送れない事を詫びている。注目するのは後半、和泉国内の状 遣されたと思われる「梶肥」なる人物の帰投が遅くなったこと、当座は に、政生・元成がどこにいたかは不明であるが、若狭から代物が届かな 成から、同じく晴元被官の丹波国人波多野元秀への書状である。この時 城に対して相城を築こうというものだ。これに関して根来寺は、もし城 いと言っているので、京都近郊か摂津であろうか。前半は波多野から派 細川晴元被官で反長慶方であった三好政生(宗渭・釣閑斎)と香西元 「松浦」が「堅固」であり、河内(安見)からも援軍が来て、さらに

波孫 御宿<sub>(16)</sub>

二年五月、かつ二年十二月には、河内の安見氏が和泉へ援軍を送る余裕 が永禄三年十月であるのでそれ以前、根来寺が十河方と戦ったのが永禄 ⑤松浦・安見 (河内)・根来寺が同盟関係にある ③安見宗房が河内から援軍を出しつつ根来寺にも支援を要請 ②十河方は「相城」を築く構え→松浦は反長慶方 ④根来寺は十河攻撃の準備を整える(煙硝五百斤→大量の鉄砲を所持 以上を抑えた上で、この書状の年代を考えてみよう。香西元成の死没

①松浦氏(=岸和田城)は「堅固.

戦線はうまくいくでしょうから、心配ご無用です。

したがって、南部

特に注目したいのが以下の各点である。

元成

頃とするものの根拠とするには弱いと言わざるを得ない。 研究は、 る。では一存の和泉地域での活動が初めて見られるのはいつか。 は (長慶方に敗れ北河内の飯盛城に敗走)ので、 前述した 『両家記』の永禄元年九月六日条に拠って、 元年以前まで絞れ 弘治三年 既往の

に対し、

十河方の作戦が、

岸和田城に対する「相城」を築き、

都吉田 るのである。 が相応しく、十二月段階では、 たがって十河方の作戦を把握していた。そうであれば本文書は永禄元年 まり政生は九月以降両陣営と繋がりを持っていたということであり、 のではないか。だからこそ波多野元秀とも文通しているのであろう。 政生は、ここで長慶方と講和に向けた動きを開始したとみられるが、 で把握している点である。これを解くカギが、永禄元年九月に政生が京 松浦方 の時点で晴元に背いた訳ではなく、晴元に属したまま長慶方に接近した ここで手がかりになるのが、 神社において石成友通と会談を持っている事実である。 (河内安見・根来寺)のみならず、十河方の予定している作戦ま 松浦氏が反長慶方であったことが確定す 反三好派である三好政生と香西元成が、 おそらく つ

氏が反長慶方にあったことの説明がつくであろう。 あろうか。そう考えることで、 は混乱に陥り、守亡き後の松浦氏は反長慶方に転じたと推測できないで すると、その後松浦守と、 る。ただ天文二十年段階までは松浦氏が長慶方であったことが確実だと (長慶方) 本章冒頭で述べたように、弘治年間の松浦氏自体の動向は不明であ ここまでの記述を踏まえて当該期の政治状況を整理してみよう。 がほぼ同時期に没したことで、岸和田を中心とした南泉地域 和泉に影響力を持っていた河内の遊佐長教 永禄初年の長慶方による和泉侵攻=松浦

和田城が反長慶方として維持されており、そこに河内の安見から「強力 合力」が行われて、 (史料8) によれば、 十河方と対峙していたということがわかる。 永禄元年十二月段階で、「松浦堅固」とあって岸 これ

> 陣していたか)。 二十七日の戦闘であろう。長慶方は、摂津衆も投入して十河方の支援に うというものであった。根来寺側はそれを全力で阻止すると表明してい 休戦状態であったのではないか 記されている(『両家記』)。 は河内の安見氏攻略にあったからで、この前後に河内関係の戦闘が多く 前に引き上げたと見られる。 し死者が「十人計」とあるように大規模な戦闘ではなく、大けがをする あたったが敗北した。長慶方の岸和田城攻めは失敗したのである。 る。この対立の結果として起こったのが 推測でしかないが、 理由はこの時期の長慶方の軍事行動の重点 (あるいは一存も長慶とともに河内 『両家記』にある永禄 河内攻略期間の和泉は

果は記されていないが、おそらくこの戦闘で、 利となっていき、八月には長慶方の勝利となった。その上で、翌三年一 るようになったのはこの日以降と考えられよう。 くなったのではないか。長慶方(一存) した和泉国人・根来

持連合軍に勝利し、 月十二日、摂津衆も加えた長慶軍が和泉に攻め入った(『両家記』)。 永禄二年七月以降、 長慶方の大攻勢により、 が和泉国内に影響力を行使でき 松浦氏は長慶に従わざるを得な 長慶方は松浦氏を中心と 河内の状況が長慶方に

号文書の年代も検討し直す必要が出てくる。 ここまでの推移が問題なければ、 先行研究で利用されている次の無年

B拾月十三日付法隆寺印清書状 (『遺文』参考72 A九月廿八日付法隆寺印清書状

(『遺文』参考71

C十一月二十 一日付つぼね消息 (『遺文』参考73

0) 0) D十二月十二日付根来寺快栄書状 いみで、 四点である。 実はこれまで適切に年代比定がなされていない これら四通は、 部分部分がつまみ食い的に使わ (『遺文』参考75 れてい

まずAであるが、内容を適記すると、

まった、という内容。 法隆寺領和泉珍南庄の年貢が十河方に差し押さえておけということになってしらばとりあえず(十河方が)差し押さえておけということになってしらばとりあえず(十河方が)差し押さえておけということになってしらばとりあえず(十河方が)差し押さえられた。九条家から 法隆寺領和泉珍南庄の年貢が十河方に差し押さえられた。九条家から

大書は永禄三年の九月と比定できる。 文書は永禄三年の九月と比定できる。 文書は永禄三年の九月と比定できる。 文書は永禄三年の九月と比定できる。 文書は永禄三年の九月と比定できる。 大記を記しているということは、この時点で松浦は一存の軍門に は、記の時点で松浦は一存の軍門に 大記を記しているということは、この時点で松浦は一存の軍門に は、記の時点で松浦は一存の下間に岸和田に

次のBは読みを正したので全文を掲げる。

史料(9))

間 礼物拾九貫文入申候、 仍国之守護代并寺田方以、 候、礼銭相調、十一日ニ於堺十河方へ礼に罷出申候、松浦方・十方彼是 今度従十河方申事之儀付、 如此候、 拾月十三日 寺家へ之書状共相調、 当納分にて涯分馳走仕度覚悟候へ共、方々之儀候 印清 此間色々噯申分候之半に、去九日、 先度致住進候之処、委細示給、祝着令申候、 (花押 可致上洛候、 猶勾当可申候、 (井河) 医事返事 恐々謹言

年会五師御坊 まいる

交渉している途中に、十河方から手紙が来て、問題が解決した。その礼印清が守護代 = 岸和田(松浦)氏や松浦家中の寺田氏と(岸和田城で)へと同様法隆寺領についての文書である。十河方の年貢抑留につき、

かろう。 たである。まだ一存は岸和田城に入っていない。これも三年と見てよれとの内容である。ここで注目すべきなのは、松浦・寺田は岸和田城にれとの内容である。ここで注目すべきなのは、松浦・寺田は岸和田城に 「堺にいる」「十河」のもとへ向かった。松浦方・十河方その他への に「堺にいる」「十河」のもとへ向かった。松浦方・十河方その他への

勢が大敗を喫する。次にC、これも全文を示す。 直後の十月十五日、畠山氏と連合して安見氏の後詰めに行った根来寺

(史料⑩)

「十一月二十一日(折紙見返シ奥切封ウハ書)

-一日 さかいより

三ほうゐん殿御うち つほね

たれにても御ひろう

に醍醐寺へ上ることにした。「御かもしさま」(=稙通母カ)から三宝院のだが、(戦乱で)通路が塞がっていて根来寺へ行くことができず、先宝院に対して出したものである。「うえさま」=稙通が岸和田城にいる堺に滞在していた九条稙通と関わりのある女性(侍女カ)が醍醐寺三

在なので、私から連絡します。 へ連絡しようと思ったのだが、 (岸和田にいる) 十河殿に用があって不

通とも岸和田にいたことになる。 三年で矛盾は無い。すなわち永禄三年十一月二十一日以前には一存・稙 るのであれば、 叔父にあたり、その縁を活かそうとしたのであろう。稙通が岸和田にい を図ろうとしたものと見られる。ちなみにこの時の三宝院門跡は稙通の り着けず、代わりに根来寺の本寺にあたる醍醐寺に廻って、 九条稙通が根来寺と婿の一存との仲介を試みたものの、 婿の一存も同道していた可能性が高い。この文書も永禄 根来寺へたど 事態の打開

取れる。多賀氏はおそらく岸和田氏とともに十河方=長慶方に降伏して やや難解であるが、 て永禄三年のもの。根来寺は長慶方に敗れた直後。前後関係がわからず 存が岸和田城に入ったことが記されており、Cとも符合する。したがっ に相談したもの。文中に「一存岸和田入城」とあり、この日付以前に一 国人多賀氏への書状である。内容は、 いたと考えられる 最後のDであるが、 敗戦によって根来寺が苦境に陥っていた様子が読み 根来寺浄心院の僧から、松浦氏の傍輩である和泉 根来寺が知行の保全について多賀

とが判明する。 月中旬頃に一存 B~Dによって、十月十三日以降十二月十二日以前、 (および九条稙通) 0) 「岸和田入城」が実現していたこ おそらくは十一

慶書状は永禄四年に決まってくる。 となれば、 以上のようにA~Dが永禄三年で、 次にあげる、これまで永禄二年か三年のものとされてきた長 一存の岸和田入城が三年十一月頃

### (史料①

泉州事、 従養父周防守代并一存被申付以筋目、 無相違可有御存知候、

為

其以一札申候、 恐々謹言、

卯月廿三日 長慶 (花押

「 (裏紙奥ウハ書) (裏紙奥ウハ書) 松浦万満殿

松浦万満殿 長慶」

ある 代と実父十河一存の申し付けた通りに和泉を治めるよう、 長慶が、松浦家を継いだ一存の息万満に、 養父松浦 (岸和田 命じた文書で 周防守

も、この推測を裏付ける。 ていた可能性が高い。周防守の動向が史料Bまず、周防守「代」とあることからすれば、 周防守の動向が史料B 既に周防守自身は亡くなっ 9 以降全く見えないの

ぼ同時に不在となってしまうという危機的状況に陥っていたのである。 0) とに派遣した使いが戻る前に一存は亡くなってしまったのであろう。 の万満に対しての安堵状を出してもらうことにした。しかし、 乳母に充てられていることの意味がよく理解できる。 さらに本文書が永禄四年であれば、一存の死没は四月二十三日なの かかる文脈に乗せると、 松浦家中は、この時点で和泉支配の柱石たる周防守盛・一存二人がほ 一存の余命がいくばくもないと悟り、慌てて長慶から直々に跡継ぎ 長慶が文書を出したその日に一存は没したことになる。 次の、 永禄四年五月六日付長慶消息が、 長慶の 松浦家中

まきれ申事候ましく候 なをくしせんなり事とも申やから候とも、 御たつねあるへく候

まこ六郎殿・まんみつ殿の事、 いつれもみんふの大夫ときにあいかはら

のために一ふて申候、又々かしく す、ちそう申へきよし、とうみやう・としよりにも申きけ候、その御心 へなされ、ひいきへんはなく、御いけんかんによう「候、まきれ候事候 ハゝ、我々より申うけまいらせ候、いさゝか御とうかん候ましく候、そ

「 (裏紙奥ゥハ書) 五月六日 しゆりの大夫 なか慶(花押

御ちの人 まいる 申給へ

26 26

提に長慶が出した文書ということになろう。 きていれば不要なはずであり、したがって(史料印)も一存の不在を前 によって再度正当化されたとみることができよう。この文書も一存が生 である(両者とも九条稙通の孫になる)。この消息で万満の相続が長慶 十河氏を継いだ義継、松浦氏を継いだ万満両者の相続を安堵したもの

ば、いかに松浦家中が非常事態と認識していたかがわかる。 を受けて、改めて長慶に依頼して出してもらったものと考えられる。こ の二通以外に松浦氏に関し長慶から出された文書が無いことを勘案すれ (史料⑫) は後見者二人を失った松浦家中が、一存の死亡という事態

亡を踏まえての軍事行動とも思われるが、詳細は不明である。 この二ヶ月後に根来寺勢が岸和田まで攻め入っている。これは一 一存死

ここまでの本章の分析を踏まえて、事実関係を整理してみよう 『両家記』による。また\*は筆者の推定)。

永禄元年九月三日 十河一存尼崎へ出兵

\*この間南泉攻略の準備を始めるか 存 「泉州」へ帰る

> 十二月九日 松浦の拠点 (岸和田城) は堅固

↑松浦氏はまだ反長慶

存岸和田 一への相城を作るつもり

根来寺臨戦態勢(史料®

二年五月二十三日 長慶勢和泉に集結

二十九日 長慶勢和泉にて根来寺に敗れる

八月 六月二十六日 河内において長慶方勝利、安見飯盛城へ敗走 長慶方河内へ攻め入る。以後、河内が主戦場

三年二月十二日 長慶方和泉へ出陣

\*この戦闘で松浦敗れ長慶方と和睦または降伏 ↑河内からの援軍が無かったからか

\*岸和田周防守が松浦を継いでいたが、万満を

押し込まれたか

九月二十八日 十河方が法隆寺領の年貢収納に介入 →松浦は既に一存の配下にある (史料A)

十月十三日 松浦は岸和田城だが、一存は在堺(史料B=9

十月十五日 根来寺長慶方に破れる

この頃以降十一月二十一日までに一存は岸和田城に入る

( 史料 C・ D

この間 \*松浦 (岸和田) 周防守没カ

四年四月二十三日 長慶万満に和泉国安堵(史料①

四月二十三日

出

典

五月六日 長慶より万満乳母に安堵状(史料⑫

十河一存死去(『己行記』ほか)

七月二十八日 根来寺・安見が岸和田へ攻め入る

この編年結果から、永禄三年前半に松浦氏が長慶方に降り、 同年十一

> (11)三好にまつわる諸々事(村井)

なったと言えよう。 月頃に一存が岸和田城に入ったこと、およびその前後の状況が明確に

を位置づけ直す上で鍵になる、重要な文書なのであった。を示し、当該期の十河一存の動向を明らかにでき、かつ和泉国関係文書すなわち本(史料⑧)は、松浦氏が長慶の軍門に下る以前の政治状況

### おわりに

六角氏に関係する文書(『遺文』七六七)を取り上げ、結びとしたい。を明らかにすることができたと考える。最後に、筆者の専門とする近江以上二章の検討で、三好権力について今まで知られていなかった事象

### 女米(正)

江州衆来廿八日東山表へ罷出之由候、所希候之間、以一戦可打果候条、猶々御注進次第、我等も可罷越候間、可御心安候、

井戸・龍王衆被相談、不移時日被相働、可被追払候、御馳走肝要候、御大慶候、定当国へも牢人衆端々心懸可申候歟、何へ罷出候共、多門山・

## 松永弾正少弼

七月廿四日

由断候てハ不可有其曲候、

恐々謹言

久秀(花押

平等坊四郎殿

## 進之候

きたことを報じていて、永禄四年で比定されている他の文書・記録と矛ているが、「東山表」が正しく、六角勢が近江から京都東山に出兵してられた文書である。『遺文』では一行目が、「草山表(=丹波)」となっこれは松永久秀から奈良の衆徒と思われる平等坊四郎なる人物に充て

盾しない。六角氏が丹波に攻め入ったことはない。

緊張感がありありと伝わってくる文書である。 京都に侵攻する六角氏を迎え撃たんとする久秀の覚悟や、戦闘直前の

とのできる文書が、数多く収められているのである。『遺文』には丁寧に読んでいけば、知られていない事実を発見するこ

#### 詿

- (1) 『群書類従』二十
- 社、一九八五)、天野忠幸『三好長慶』(ミネルヴァ書房、二〇一四)党』(人物往来社、一九六八)、今谷明『戦国三好一族』(新人物往来(2) 長江正一『三好長慶』(吉川弘文館、一九六八)、秋月政孝『戦国三好
- (3) 東京大学史料編纂所架蔵影写本『柳生文書』(『遺文』八九三・八九『増補版 戦国期三好政権の研究』(清文堂出版、二○一五)
- (4) だからと言って、今谷氏の言うように長慶が「鬱病」とは断定できまるので、何も言わないことにする、と解釈すれば文意が通る。 ので、何も言わないことにする、と解釈すれば文意が通る。 るので、何も言わないことにする、と解釈すれば文意が通る。 るので、何も言わないことにする、と解釈すれば文意が通る。 るので、何も言わないことにする、と解釈すれば文意が通る。 るので、何も言わないことにする、と解釈すれば文意が通る。 るので、何も言わないことにする、と解釈すれば文意が通る。 るので、何も言わないことにする、と解釈すれば文意が通る。 るので、何も言わないことにする、と解釈すれば文意が通る。
- (5) 『大日本古文書』 三七六八
- (6) 同三七六七
- (7) 同一七七八·『遺文』【参考85]
- (8) 同三七六五・『遺文』【参考88】
- (9) 同三七六四

- (10) 『遺文』【参考84】、東寺百合文書イ函一六二
- (11) 『松永久秀と下剋上』(平凡社、二〇一八)
- (12) 長慶死後に袂を分かつことになるが。
- 半井驢庵も来ており、当代随一の名医が二人も枕頭に侍していたことに力者の危急の際に診療するのはむしろ当然である。さらに長慶の際には時に引き続き、翌年にも呼ばれたと考えれば問題無い。名医であれば権(14) なお、両者とも「道三」(曲直瀬)が下向したとあるが、六年義興の(13)『言継卿記』
- ○○六)を参照。

  ○○六)を参照。

  ○○六)を参照。

  ○○六)を参照。

  ○○六)、天野忠幸「三好氏の広域支配と和社会構造』和泉書院、二○○六)、天野忠幸「三好氏の広域支配と和社会構造』和泉書院、二○○六)、天野忠幸「三好氏の広域支配と和ニ巻』(一九九六)、山中吾朗「和泉国松浦氏小考」(『戦国期畿内の政治
- の関係も無い文書であった。
  たのだが、写真を確認すると「河州」すなわち河内関係で六角氏とは何(16) 傍線の部分が『遺文』では「江州」とあったので、六角氏関係かと思っ
- (17) 『兼右卿記』永禄二年九月十三日条には「有相談事等」と記されている。
- られよう。(18) 安見氏の支援を受けられなかったのが大きな敗因の一つだったと考え
- 註(20)馬部論文参看。 
  会報』二六六、二〇一〇年)参照。また万満の松浦家入嗣については後いては、廣田浩治「松浦周防守盛の発見」(『泉佐野の歴史と今を知る会いる、廣田浩治「松浦周防守盛の発見」(『泉佐野の歴史と今を知る会いない、廣田浩治「松浦周防守盛の発見」(『泉佐野の歴史と今を知る会いない、これより以前(おご) 
  なおこの周防守盛はもともと岸和田氏であったが、これより以前(おご) 
  お
- 情勢」(『日本歴史』736号) 九条稙通と十河一存の関係については馬部隆弘「信長上洛前夜の畿内
- (21) Aに印清が「登城」して交渉した旨が記されている。
- (22) 山中論文では、永禄元・二年に比定する。天野氏は特に比定してない。
- 23) 『遺文』 一〇三四

- (24) 或いは降伏後、暗殺されたのかもしれない。
- 記したのであろう(南宗寺宝篋印塔銘に廿三日とあり/長江『三好長(25) 『己行記』には四月廿四日とあるが、前日の死去を二十四日に聞いて
- (26) 『遺文』七六一

### 正誤表

周防代	周防守代	25	Ŀ	10
涯分催促	涯分可仕	14	下	6
三好康	鱼山	5	£	3
二被入御	二人御心	4	£	2
正	誤	行	段	頁